

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

### ♪ ペットの供養施設は固定資産税が非課税！？

**Q** : ペットの供養施設が固定資産税の対象となるかどうかで争われていた事件があるようですが、どのようになりましたか？

**A** : 高裁は、課税処分を適法とした一審の判決を取り消す判決を下しました。

#### 【解説】

この事件は、地方税当局が、宗教法人が動物の遺骨を収蔵保管しているロッカー部分及びその敷地は、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法に規定する境内地等に該当しないとして課税したことに對して、宗教法人が訴訟を起こしたもので、一審では、課税処分を適法と判断していたものの控訴審です。

判決では、宗教法人は、江戸時代の開祖以来、動物の供養を行なってきたり、動物を供養することが世間一般に広く受け入れられ庶民の信仰の対象となってきたことや供養施設において動物の遺骨を安置するとともに、毎日勤行を行なうほか、動物供養の法要も行なっていることが認められ、それらの使用状況からみれば、ロッカー部分だけでなく、その敷地も含めて全体が宗教活動に欠くことができないものであるとして、固定資産税を課せない資産に該当するとしました。

そして、固定資産税の非課税規定である地方税法348条2項の3号に該当する「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」に当たるかどうかについては、使用の実態を社会通念に照らして客観的に判断すべきとしました。

